十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○防衛省告示第七十七号

防衛省の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める省令（平成十九年内閣府令第三号）に基づき、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）を実施するため、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成十九年防衛施設庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十日

防衛大臣　中谷　元

附則第三項中「規定が効力を有する間、同条の規定による」を「規定による」に改め、「交付」の下に「その他の駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置」を加える。

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則を定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則

1　内閣官房に、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に、五人を上限として企画官を置くことができる。

2　企画官は、命を受けて部局（内閣官房文書取扱規則（平成二十三年三月三十日内閣総理大臣決定）第三条第八号に規定する「部局」をいう。）の事務のうち特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次のように加える。

（調査官）

第三条　内閣総務官室に、調査官一人を置く。

2　調査官は、命を受けて内閣総務官室の事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則（平成二十三年三月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第一項中「二人」を「四人」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　第一項の企画官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年４月10日

人事院総裁　一宮なほみ

1　第２項第８号㈠中「又は第６号」を「若しくは第６号又は第２項の表」に改める。

2　この決定による改正は、平成27年４月10日から効力を発生する。

平成27年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第１項の規定に基づき、平成27年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第４項の規定により公表する。

平成27年４月10日

農林水産大臣　林　芳正

平成27年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画

放流水系	放流数（千尾）			
	さけ	からふとます	さくらます	べにざけ	合計
斜里川	11,600		600		12,200
常呂川		1,000			1,000
徳志別川	11,100	1,700	500		13,300
天塩川	5,000				5,000
石狩川	30,000		100		30,100
尻別川			1,200		1,200
伊茶仁川	8,000	4,500	100		12,600
標津川			200		200
西別川	25,000				25,000
釧路川	9,100			50	9,150
十勝川	15,300				15,300
静内川	6,400			50	6,450
安平川				50	50
遊楽部川	7,500				7,500
合計	129,000	7,200	2,700	150	139,050

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月〔六回〕一円（本体一、五一〇円）　本号一部　五六〇円（本体　五一〇円）　（配送料別）